

人吉球磨グリーンツーリズム推進協議会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 この協議会は、人吉球磨グリーンツーリズム推進協議会（以下「協議会」という。）という。

(目的)

第2条 協議会は、人吉球磨地域が連携し、地域の豊かな資源を活かし、都市との交流を図るグリーンツーリズムを推進することにより、魅力と活力ある持続可能な地域を実現することを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) グリーンツーリズムに関する広域連携事業
- (2) 農山漁村振興交付金（農泊推進対策）事業
- (3) その他協議会が定める事業

2 協議会は、前項各号に関する事業の一部を当該協議会以外の者に委託して実施することができる。

第2章 会員等

(協議会の会員)

第4条 協議会は、別表1に掲げる会員をもって組織する。

2 新たに会員になろうとする者は、入会申込書を会長宛に提出し、役員会の承認を得なければならない。

3 会員は、退会しようとするときは、退会届を会長に提出しなければならない。

(届出)

第5条 会員は、その氏名及び住所（会員が団体の場合については、その名称、所在地及び代表者の氏名）に変更があったときは、遅滞なく協議会にその旨を届け出なければならない。

第3章 役員等

(役員の数・選任及び役員会)

第6条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 監事 2名

2 前項の役員は、第4条の会員の中から総会において選任する。

3 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることはできない。

4 役員会は、役員をもって構成する。

(役員の仕事)

第7条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

3 監事は、次の各号に掲げる業務を行う。

(1) 協議会の業務執行及び会計の状況を監査すること。

(2) 前号において不整な事実を発見したときは、これを総会に報告すること。

(3) 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。

(役員任期)

第8条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠による任期は、前任者の残任期間とする。

(任期満了又は辞任の場合)

第9条 役員は、その任期が満了し、又は辞任により退任しても、後任の役員が就任するまでの間は、なおその職務を行うものとする。

(役員報酬)

第10条 役員は、無報酬とする。

2 役員には、費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

第4章 総会

(総会の種別等)

第11条 協議会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 総会の議長は、会長がこれにあたる。

3 通常総会は、毎年1回以上開催する。

4 臨時総会は、会長が必要と認めたときに開催する。

(総会の招集及び議決方法等)

第12条 通常総会及び臨時総会は、会長が召集する。

2 総会の議決方法等は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 総会は、会員現在数の過半数の出席がなければ開くことができない。

(2) 総会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(3) 議長は、会員として総会の議決に加わることができない。

(総会の議決事項)

第13条 総会は、この会則において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

(1) 年度事業計画及び収支予算の設定又は変更に関すること。

(2) 年度事業報告及び収支決算に関すること。

(3) 会計処理規程の制定及び改廃に関すること。

(4) その他協議会の運営に関する重要な事項。

(書面又は代理人による出席)

第14条 やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項につき、書面又は代理人をもって委任することができる。

第5章 部会

(部会)

第15条 協議会の活動を推進するため、部会を設けることができる。

2 部会の設置及び活動内容に関することは別途定める。

第6章 事務局等

(事務局)

第16条 この協議会の事務を処理するため事務局を置く。

2 事務局は、熊本県県南広域本部球磨地域振興局に置く。

3 事務局長は、熊本県県南広域本部球磨地域振興局総務振興課長の職にある者をもってあてる。

(業務の執行)

第17条 協議会の業務の執行の方法については、この会則で定めるもののほか、会計処理規程によるものとする。

第7章 会計

(事業年度)

第18条 協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(資金)

第19条 協議会の資金は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 負担金
- (2) その他の収入
- (3) 国等からの助成金

第8章 雑則

(細則)

第20条 この会則に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この会則は、平成24年6月29日から施行する。
- 2 人吉球磨グリーンツーリズム推進協議会規約（平成20年10月20日制定）は廃止する。
- 3 この会則は、平成25年7月4日から施行する。
- 4 この会則は、平成26年6月26日から施行する。
- 5 この会則は、平成27年5月13日から施行する。
- 6 この会則は、平成28年5月12日から施行する。
- 7 この会則は、平成29年6月6日から施行する。